

2. 毒物劇物取扱責任者設置届

P.4 の表左欄の事業を行う者であって、その業務上同表右欄の毒物若しくは劇物を取り扱う者は、事業場ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置きます。

【必要な書類等】

- ①毒物劇物取扱責任者設置届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第8号様式 P. 13）
- ②毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し（原本も持参のこと）（下記参照）
- ③毒物劇物取扱責任者が法第8条第2項第2号及び第3号に該当しないことを証する医師の診断書（【様式例2】P. 27）
※発行日より3か月以内のもの
- ④毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類（【様式例1】P. 26）
＜注意＞
 - ・法人の代表者若しくは役員が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、使用関係証書に代えて当該事業場を実地に管理する旨の誓約書が必要です。（P. 28）
 - ・届出者（個人）が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、使用関係証書に代えて届出書の備考欄にその旨、当該事業場における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載して下さい。

毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

- ①法第8条第1項第1号に該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し（原本も持参のこと）
- ②法第8条第1項第2号に該当する者にあつては、次のア～オの区分のとおりです。
ア 大学で次の応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し（原本も持参のこと）又は卒業証明書

応用化学に関する学課

- a 薬学部
- b 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る。）、生物化学科等
- c 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
- d 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

イ ア以外で化学に関する授業科目（当該分野に関する講義、実験及び演習）の単位数が、必修科目・選択科目等を合わせて 28 単位以上修得している又は必修科目の単位中 50%以上である学科を修了した者にあつては、卒業証書の写し（原本も持参のこと）又は卒業証明書、及び単位修得証明書(※)

化学に関する授業科目

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎（化学）、課題研究（化学）、有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理 等

ウ 高等専門学校工業化学科、又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し（原本も持参のこと）又は卒業証明書(※)

ただし、学科名により判断できない場合には、化学に関する科目（イを準用）を 28 単位以上修得していること。この場合、単位修得証明書も必要。

エ 高等学校において、化学に関する科目（イを準用）を 25 単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し（原本も持参のこと）又は卒業証明書、及び単位修得証明書(※)

オ 専門課程を置く専修学校（専門学校）において、化学に関する科目（イを準用）を 25 単位以上修得し、応用化学に関する学課を修了した者にあつては、卒業証書の写し（原本も持参のこと）又は卒業証明書、及び単位修得証明書(※)

カ 大学院で応用化学に関する研究科（ア、イを準用し、イを準用する場合、大学と大学院の単位数を合算可）を修了した者にあつては、卒業証書の写し（原本も持参のこと）又は卒業証明書(※)

ただし、イを準用する場合には、単位修得証明書も必要。

(※) イからカに該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

③法第 8 条第 1 項第 3 号に該当する者にあつては、毒物劇物取扱者試験の合格証の写し（原本も持参のこと）

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		令第 41 条第		号に規定する事業	
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		年		月 日	
事 業 場	所 在 地				
	名 称				
毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者	氏 名				
	住 所				
	資 格	法第 8 条第 1 項第 号			
		法第 8 条第 2 項第 1 号		生年月日 年 月 日生	
		の 毒 物 欠 劇 物 格 取 扱 責 任 者 項	法第 8 条第 2 項第 4 号 毒物若しくは劇物又は薬事に関する 罪を犯し、罰金以上の刑に処せされ、そ の執行を終り、又は執行を受けることが なくなった日から起算して3年を経過し ていないこと		有 [] 無
備 考		TEL : FAX :			

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

令和 年 月 日

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

氏 名 { 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

(宛 先)
高 槻 市 長

【記載上の留意点（毒物劇物取扱責任者設置届）】

①業務の種別

- ・電気めっきを行う事業：「令第41条第1号に規定する事業」と記載すること。
- ・金属熱処理を行う事業：「令第41条第2号に規定する事業」と記載すること。
- ・運送の事業：「令第41条第3号に規定する事業」と記載すること。
- ・しろありの防除を行う事業：「令第41条第4号に規定する事業」と記載すること。

②登録番号及び登録年月日

- ・業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。

③事業場の所在地及び名称

- ・住居表示のとおり記載すること。
- ・ビル等の場合には、「〇〇ビル〇〇階〇〇号室」等、詳しく記載すること。
- ・「〇〇工場」「××営業所」まで詳しく記載すること。

④毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名

- ・毒物劇物取扱責任者の現住所及び氏名を記載すること。

⑤毒物劇物取扱責任者の資格欄上段

- ・法第8条第1項の第何号に該当するかを次の区分により記載すること。
 - 法第8条第1項第1号・・・・・・薬剤師
 - 法第8条第1項第2号・・・・・・応用化学に関する学課を修了した者
 - 法第8条第1項第3号・・・・・・知事の行う試験の合格者

⑥毒物劇物取扱責任者の資格欄中段

- ・毒物劇物取扱責任者の生年月日を記載すること。

⑦毒物劇物取扱責任者の資格欄下段

- ・毒物劇物取扱責任者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するものを○で囲むこと。有の場合は、その内容も記載すること。

⑧備考

- ・届出者（個人）が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は、備考欄にその旨、当該事業場における勤務時間、休日及び毒物劇物取扱責任者として専任する旨を記載して下さい。

⑨届出者の住所、氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載すること。